

保護者の皆様

川崎西部地域療育センター

インフルエンザ・コロナウイルス感染症療養報告書の提出について

インフルエンザやコロナウイルスは、出席停止期間が定められています。登園においては、医師の指導のもと保護者の方が下記の「インフルエンザ・コロナウイルスにおける療養報告書」に療養経過を記載し、再登園開始日にセンターへ提出していただきますようお願いします。

<インフルエンザ出席停止期間の基準>

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し
かつ解熱した後3日を経過するまで出席停止とする」

<コロナウイルス感染症出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」
*ただし10日目まではウイルスの飛散リスクがあるため、不織布マスクの着用し
重症化リスクの高い方との接触は控え下さい

保護者が記載

川崎西部療育センター宛

インフルエンザ・コロナウイルス療養報告書

(クラス名)

(氏名)

・発症日（発熱日）

令和 年 月 日

・受診日

令和 年 月 日

・受診医療機関名

出席停止日数目安表

発症からの 日数	月 日（曜日）	体温 * 1	解熱日に○
0日目（発症）	/ ()	℃	
1日目	/ ()	℃	
2日目	/ ()	℃	
3日目	/ ()	℃	
4日目	/ ()	℃	
5日目	/ ()	℃	
6日目	/ ()	℃	
7日目	/ ()	℃	
8日目	/ ()	℃	
* 1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可			

インフルエンザ 上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過し
体調が回復しましたので、登園を 月 日から開始します

コロナ 上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過し
体調が回復しましたので、登園を 月 日から開始します

保護者氏名

保護者の皆様

記入例

川崎西部地域療育センター

インフルエンザ・コロナウイルス感染症療養報告書の提出について
インフルエンザやコロナウイルスは、出席停止期間が定められています。登園においては、医師の指導のもと保護者の方が下記の「インフルエンザ・コロナウイルスにおける療養報告書」に療養経過を記載し、再登園開始日にセンターへ提出していただきますようお願いいたします。

<インフルエンザ出席停止期間の基準> 「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し かつ解熱した後3日を経過するまで出席停止とする」
<コロナウイルス感染症出席停止期間の基準> 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」 *ただし10日目まではウイルスの飛散リスクがあるため、不織布マスクの着用し 重症化リスクの高い方との接触は控え下さい

保護者が記載

川崎西部療育センター宛

インフルエンザかコロナ該当する方に○を記入してください。

インフルエンザ・コロナウイルス療養報告書

(クラス名) ミッキー (氏名) 療育桜子

・発症日（発熱日）

令和7年7月18日

・受診日

令和7年7月18日

・受診医療機関名

青い鳥診療所

出席停止日数目安表

発症からの 日数	月 日（曜日）	体温 * 1	解熱日に○
0 日目（発症）	7 / 18 （金）	38.3℃	
1 日目	7 / 19 （土）	℃	
2 日目	7 / 20 （日）	36.8℃	○
3 日目	7 / 21 （月）	℃	
4 日目	7 / 22 （火）	℃	
5 日目	7 / 23 （水）	℃	
6 日目	7 / 24 （木）	℃	
7 日目	/ （ ）	℃	
8 日目	/ （ ）	℃	

* 1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可

インフルエンザ 上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過し
体調が回復しましたので、登園を 7 月 24 日から開始します

インフルエンザ・コロナ該当する方にご記入ください。

コロナ 上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過し
体調が回復しましたので、登園を 月 日から開始します

保護者氏名 療育花子